

◎新潟県告示第34号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項に規定する指定公金事務取扱者の指定について、同法第243条の2の3第1項に基づき、次のとおり指定を取り消したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年1月17日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 指定公金事務取扱者が受託していた公金事務に係る歳入等又は歳出
万代島美術館観覧料徴収事務
- 2 指定公金事務取扱者の指定を取り消した日
令和6年12月25日
- 3 指定公金事務取扱者を取り消されたものの名称及び住所又は事務所の所在地

名称	住所又は事務所の所在地
株式会社 わたじん	柏崎市東本町2丁目5番22号